

経営権の承継とオーナー個人の相続/ 事業承継を考える(2)

Index

- 1 立場で異なる2つの事業承継問題
 - 2 経営権の承継の問題とその対策
 - 3 オーナー個人の相続問題とその対策
 - 4 遺言の種類
 - 5 遺留分への対応と民法の特例
 - 6 株式の集約・分散防止対策
 - 7 種類株式の活用
-

1 立場で異なる2つの事業承継問題

事業承継では代表の座を移すことに加えて、経営権（オーナーが所有する自社株式など）を円滑に承継させることが必要不可欠です。この自社株式の問題は、オーナー経営者の立場としては経営権の承継の問題ですが、一方、家族の長というオーナー個人の立場としては、一旦、相続が発生すると自社株式が財産として評価され（財産権）、オーナー個人の相続問題となります。従って、自社株式の円滑な承継のためには、オーナーの相続についてもスムーズに行われるよう事前に対策を検討しておく必要があります。

今回はオーナーの「経営権の承継の問題」と「オーナー個人の相続問題」を考える上で、ポイントとなる法的な問題点とその対策について紹介します。

2 経営権の承継の問題とその対策

株式会社の場合、会社法上、定款の変更や役員を選任といった経営に関する重要な事項の決定には、株主総会での承認が必要です。承認に必要な議決権の割合は、決定事項に応じて会社法に定められています。もし、オーナーやオーナーと意思を同じくする家族や役員などの株主だけで、承認に必要な議決権の割合を確保できていないと、オーナーや取締役会で重要事項を決定しても、株主総会で承認が得られない可能性が生じます。

従って、事業承継対策の1つとして自社株式が分散するのを避けて、後継者が会社の重要事項を決定できるように、後継者および後継者と意思を同じくする家族や役員などの株式に、持株比率（議決権）を集約しておく必要があります。これが経営権の承継の問題です。

なお、承認に必要な議決権の割合ごとの決議内容等は次の通りです。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。